

# 運航基準

## 目次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

2023年2月1日

株式会社 横浜八景島

## 第1章 目的

### 【目的】

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、横浜・八景島シーパラダイス、島廻り航路に関する基準を明確にし、もって航海の安全及び施設の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### 【発航及び施設営業の可否判断】

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

2 運航管理者は、施設営業の可否判断を行い、係留地点付近の気象海象が次ぎに掲げる条件の一に達していると認めるときは、営業を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
①八景島・八景島西浜桟橋		北風 10 m/s以上 南風 15 m/s以上	0.7m以上	500m未満

3 施設営業については、運航管理者、船長協議の上、施設の気象・海象が以下の条件にあたるおそれがある場合は営業を中止しなければならない。

- ① 台風時および台風などの接近が予測されている場合（第2条2項の条件が予想される場合）
- ② 風速15m以上を超える風が吹いている場合、またその恐れがある場合。
- ③ 津波注意報発令時。
- ④ お客様に危害を及ぼす可能性がある場合。

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

① 風速 北風 12 m/s以上 南風 18 m/s以上	波高 1.0m以上
---------------------------------	-----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

### 【基準航行の可否判断等】

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により安全な運航が困難となるおそれがあるともと認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動搖は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動搖
① 北風 10 m/s以上 南風 15 m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.0m以上又はうねり	横揺れ 10度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転または、避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されることは、この限りでない。

① 風速 北風 10 m/s以上 南風 15 m/s以上	波高 1.0m 以上
---------------------------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

① 視程 300m未満
-------------

5 船長は、基準航行の可否を判断し運航を行う場合は、各基準を確認しコース（A～D）の変更を行う。

#### 【入港の可否判断】

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
横浜八景島シーパラダイス	北風 10 m/s以上		1.0 m以上	300 m未満
マリーナ	南風 15 m/s以上			

#### 【運航の可否判断等の記録】

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

#### 【航海当直配置等】

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- ① 出入港配置
- ② 通常航海当直配置
- ③ 荒天航海当直配置

#### 【運航基準図等】

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- ① 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- ② 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- ③ 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- ④ 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- ⑤ 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- ⑥ 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- ⑦ 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- ⑧ その他航行の安全を確保するために必要な事項

#### 【基準経路】

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年
第2基準経路	八景島東方海域の風向が北～東で風速が8m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

#### 【速力基準等】

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

島周り船（パラダイス）

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	1.0ノット	1000rpm
微速	6.0ノット	1700rpm
半速	7.0ノット	2140rpm
航海速力	8.0ノット	2700rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

#### 【連絡方法】

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者及び副運航管理者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する管理本部又は船舶事務所、営業所事業部	携帯電話および園内無線（無線局許可済）
(2)	緊急の場合	管理本部又は最寄りの船舶事務所、営業所事業部	携帯電話および園内無線（無線局許可済）

#### 【機器点検】

第10条 船長は入港着棧前、桟橋手前200m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

#### 【記録】

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌に記録するものとする。

2 陸上作業員は、施設営業に関する営業内容の記録をとり、営業日誌に記録するものとする。

#### 付 則

この基準は、2023年2月1日より実施する。